

8 東彼杵町規則第 13 号

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 4 月 1 日

東彼杵町長 岡田 伊一郎

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則（昭和43年規則第7号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>第3条 前条に定める職務にある職員に支給する管理職手当の月額は、次の各号に定める額とする。</p> <p>(1) 課長・次長 <u>45,000円</u></p> <p>(2) 議会事務局長 <u>45,000円</u></p> <p>(3) 教育次長 <u>45,000円</u></p> <p>(4) 学校給食センター所長 <u>45,000円</u></p> <p>(5) 農業委員会事務局長 <u>45,000円</u></p> <p>(6) 支所長 <u>45,000円</u></p>	<p>第3条 前条に定める職務にある職員に支給する管理職手当の月額は、次の各号に定める額とする。</p> <p>(1) 課長・次長 <u>40,000円</u></p> <p>(2) 議会事務局長 <u>40,000円</u></p> <p>(3) 教育次長 <u>40,000円</u></p> <p>(4) 学校給食センター所長 <u>40,000円</u></p> <p>(5) 農業委員会事務局長 <u>40,000円</u></p> <p>(6) 支所長 <u>40,000円</u></p>

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。